

過疎対策等の推進に関する提言

令和3年4月1日に施行された「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」のもと、過疎地域等の厳しい現状と今後見込まれる人口減少・少子高齢化の更なる進行を踏まえ、時代に対応した実効性ある過疎対策等の推進により、過疎地域の振興・持続的発展を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 生活関連社会資本等の整備を図るため、辺地及び過疎対策事業債については、市町村が幅広く利用できる制度とするとともに、所要額を確保すること。
2. 過疎地域等において、地域の実情に応じた各種施策が円滑に実施できるよう、財政負担の一層の軽減を図ること。